

保推第2357号
平成23年3月15日

養護老人ホーム 施設長 様
特別養護老人ホーム 施設長 様
軽費老人ホーム 施設長 様
介護老人保健施設 管理者 様

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課長

養介護施設における高齢者虐待防止のための取組みの一層の充実について
(再依頼)

平素より本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記のことにつきましては、平成22年4月20日付保推第80号通知で依頼したところですが、今年度の指導監査及び実地指導において指導等が多かった事項や今般厚生労働省から示された見解等を踏まえ、別紙留意事項のとおり高齢者虐待防止のための取組みについてより一層の充実を図っていただきますようお願いいたします。

<参考送付>

施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト 学習者用教材

(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター発行)

- * 「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」の教材の一部です。なお、認知症介護研究・研修センター(仙台・東京・大府)のウェブサイト「認知症介護情報ネットワーク(DCnet)」(<http://www.dcnnet.gr.jp/>)から教材等がダウンロードできます。

「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」の掲載場所

介護研究 > センター研究報告書 > 仙台センター 平成20年度

> 介護現場のための高齢者虐待防止教育システム

(http://www.dcnnet.gr.jp/kaiigokenkyu/kaiigokenkyu_06_003f_01.html)

【問い合わせ先】

福岡市保健福祉局高齢者・障がい者部
高齢者施策推進課 施設指導係

電話：711-4257

養介護施設における高齢者虐待防止に関する留意事項

1 社会福祉関係法に基づく指導監査及び介護保険法に基づく実地指導における主な指導事項〔平成22年度実施分〕

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する行政の相談等窓口として、当課の連絡先を重要事項説明書に記載するとともに、施設内にも掲示すること。

高齢者虐待防止のための施設内研修を定期的実施すること。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る厚生労働省の見解について

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年11月9日法律第124号）第2条第5項に規定されていますが、今般厚生労働省より次のような行為は高齢者虐待に該当するとの判断が示されましたので、貴下職員に周知するとともに、サービスの提供等に当たっては十分に留意してください。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

3 福岡市（行政）の相談等窓口の周知について

入所者等へ交付する文書（重要事項説明書等）に、以下の【記載例】のとおり「養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口」を記載し、入所時に周知を図るとともに、施設内にも「養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口」の連絡先を掲示してください。

【記載例】

養介護施設における高齢者虐待に関する行政の相談等窓口

福岡市役所 保健福祉局 高齢者施策推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 電話：711-4257

4 従前からの取組みの充実等について

(1) 認知症介護研究・研修仙台センターにおいて開発された「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」なども活用し、定期的に、貴下職員に対する研修の機会を確保してください。

また、当該研修では、施設職員に対し、虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合の福岡市への通報義務があること、通報したことで解雇その他不利益な取扱いを行わないことについても周知してください。

(2) 既に設置している苦情処理体制において、施設自ら受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待（虐待疑いを含む。）や不適切なケアに関する相談等については、調査を行うなど適切に対応してください。なお、調査等の結果、虐待と認められる事案については、速やかに当課へ報告してください。